

制度の名称	主な学校種別	制度の概要	返還の義務	金額等	支給時期	申請方法	リンク	問合せ先
就学援助制度	小学校(義務教育学校前期課程を含む。) 及び中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対して、経費の補助を行います。	なし	就学のため必要な経費を補助します。 (1)学用品費等 (2)医療費 (3)学校給食費	在籍する学校や居住する市町村によって異なります。	在籍する学校や居住する市町村によって異なります。	-	在籍する学校 又は 居住する市町村の教育委員会
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校、小学校(義務教育学校前期課程を含む。) 及び中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)	障がいのある幼児、児童又は生徒の特別支援学校、小学校若しくは中学校への就学のための必要な経費の補助を行います。	なし	世帯の収入等に応じて、就学のため必要な経費を補助します。 (1)教科用図書費 (2)学校給食費 (3)交通費 (4)滞舎居住に伴う経費 (5)修学旅行費 (6)学用品購入費 (7)オンライン学習通信費	在籍する学校や居住する市町村によって異なります。	在籍する学校や居住する市町村によって異なります。	-	在籍する学校 又は 【特別支援学校】 特別支援教育課 092-643-3909 【小・中学校】 居住する市町村の教育委員会
	高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)	視覚障がいのある生徒で、検定教科用図書等に代えて、拡大教科書又は点字教科書を使用する場合に必要な経費の補助を行います。	なし	拡大教科書又は点字教科書の購入費の額。	支給が決定され次第、随時支給します。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	-	在籍する学校 又は 【特別支援教育課】 092-643-3909
高等学校等就学支援金	公立の高校、中等教育学校後期課程、専修学校の高等課程	平成26年4月以降の入学で、世帯所得が一定未満の場合、就学支援金を受けることで授業料の納入が実質不要です。	なし	授業料に相当する額	生徒や保護者には現金等は支給されません。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	財務課のページへ	在籍する学校 又は 財務課 092-643-3866
	私立高校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち指定を受けた学校	世帯年収が一定額未満である、平成26年4月以降に私立高校等へ入学した生徒の授業料負担を軽減するために、就学支援金を支給します。	なし	令和7年度制度(令和8年度変更予定) (1)世帯年収の目安が約910万円未満の場合:月額9,900円 (2)世帯年収の目安が約590万円未満の場合:月額33,000円(上限)	学校が代理受領し、授業料に充てます。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	文部科学省のページへ	在籍する学校 又は 私学振興課 092-643-3139
高等学校専攻科修学支援金	県立高校の専攻科	県立高等学校の専攻科に通う低所得世帯及び多子世帯の生徒の授業料負担を軽減するために、支援金を支給します。	なし	授業料相当額又は授業料相当額の半額	生徒や保護者には現金は支給されません。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	-	在籍する学校 又は 財務課 092-643-3866
	私立高校の専攻科	私立高等学校の専攻科に通う低所得世帯及び多子世帯の生徒の授業料負担を軽減するために、支援金を支給します。	なし	授業料相当額又は授業料相当額の半額	学校が代理受領し、授業料に充てます。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	-	在籍する学校 又は 私学振興課 092-643-3139
高等学校授業料減免	県立高校、中等教育学校後期課程	在学期間が標準年限を超えるなど、授業料を納入する必要がある生徒で、経済的理由により授業料の納入が困難な場合、授業料を減免します。	なし	授業料に相当する額を減免します。	毎月の授業料から減免します。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	-	在籍する学校 又は 財務課 092-643-3866
福岡県私立高等学校等学校納付金軽減補助金	私立高校(全日制)、専修学校高等課程	生活基準が以下の要件に該当する世帯を対象に、授業料及び施設設備費等の軽減を行います。 (1)生活保護又は児童扶養手当(一定額以上)の受給 (2)保護者等の国民年金保険料の免除 (3)保護者等の所得税又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税等	なし	月額9,900円 (学校によって異なります。)	在籍する学校によって異なります。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	-	在籍する学校 又は 私学振興課 092-643-3139

高校生等奨学給付金	国公立の高校及び中等教育学校後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち指定を受けた学校	平成26年4月以降に公立高等学校等へ入学した生徒がいる低所得世帯等に対し、授業料以外の教育に必要な経費への支援を行うために給付金を支給します。	なし	令和7年度制度(令和8年度変更予定) (1)生活保護(生業扶助)を受給している世帯の場合:32,300円 ※生活保護における収入認定からは除外されます。 (2)道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の場合:143,700円(通信制、専攻科在籍の場合は50,500円) (3)年収約270~380万円未満(専攻科に通う生徒のみ)10,100円 (4)多子世帯で年収約380~600万円未満(専攻科に通う生徒のみ)10,100円	7月末以降に随時支給します。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	財務課のページへ	在籍する学校 又は 財務課 092-643-3866
	私立高校(専攻科を含む)、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち指定を受けた学校	平成26年4月以降に私立高校等へ入学した生徒がいる低所得世帯等に対し、授業料以外の教育に必要な経費への支援を行うために給付金を支給します。	なし	令和7年度制度(令和8年度変更予定) (1)生活保護(生業扶助)を受給している世帯の場合:52,600円(通信制在籍の場合も同様) (2)道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の場合:152,000円(通信制、専攻科在籍の場合は52,100円) (3)年収約270~380万円未満(専攻科に通う生徒のみ)10,420円 (4)多子世帯で年収約380~600万円未満(専攻科に通う生徒のみ)10,420円	支給が決定され次第、随時支給します。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	私学振興課のページへ	在籍する学校 又は 私学振興課 092-643-3139
高等学校等奨学金	高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部(専攻科を含む)、高等専門学校及び専修学校高等課程のうち財団の承認を受けた課程	奨学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる高校生等に対し、授業料や校納金などの日常的な学費に充てるための学資の貸与を行います。	あり	月額是学校種別や通学区分に応じて、それぞれ3種類から選択できる。 (例1) 国・公立高校で自宅通学の場合:10,000円、15,000円、18,000円 (例2) 私立高校で自宅通学の場合:10,000円、15,000円、25,000円	6、9、12、3月にそれぞれ3か月分ずつ貸与します。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。 (1)予約募集:中学校在学中に申請(毎年7月から9月ごろ) (2)在学募集:高校在学中に申請(毎年4月ごろ) (3)緊急募集:家計が急変した際に申請(随時申請が可能)	奨学財団のページへ	在籍する学校 又は 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所 092-641-7326
高等学校等入学支度金	高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び専修学校高等課程のうち財団の承認を受けた課程	奨学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる高校生等に対し、入学金や教科書などの入学時の一時的な学費に充てるための学資の貸与を行います。	あり	入学した学校が国・公立高校等の場合5万円、私立高校等の場合10万円	入学前3月末に貸与します。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。申請できるのは中学校在学中の予約募集のみです。	奨学財団のページへ	在籍する学校 又は 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所 092-641-7326
福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	高等学校の定時制又は通信制課程	県内の高等学校の定時制又は通信制課程に在籍する者で、経済的理由により修学が困難であり、経常的収入を得る職業に就いている者に対して、修学奨励金を貸与します。	あり	月額14,000円	10月及び3月にそれぞれ6か月分を貸与します。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	-	在籍する学校 又は 高校教育課 092-643-3903
福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助	県立高校の夜間定時制課程	県立高校の夜間定時制課程に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難であり、定職又はパート・アルバイトの職に就いている者のうち補助を希望する者、有職生徒以外で疾病等その他やむを得ない事由により学校長が適当と認めた者に対して、夜間学校給食に係る経費の一部を補助します。	なし	月額1,500円程度	学校に納入する給食費が減額されます。	学校からの案内に従って申請書を提出してください。	-	在籍する学校 又は 体育スポーツ健康課 092-643-3922